

目 次

- Q 1 えせ同和行為とは・・・。
- Q 2 えせ同和行為に、組織としてどのような姿勢で対応すればよいのでしょうか。
- Q 3 えせ同和行為に、担当者はどのような姿勢で対応すればよいのでしょうか。
- Q 4 電話で高額な同和問題に関する図書購入を要求され困っています。どのように対応すればよいのでしょうか。
- Q 5 窓口に来て、無理な要求をしつこく繰り返したまま、居座ってしまいました。どう対応すればいいのでしょうか。
- Q 6 他の客のいるところで、大声で怒鳴るなどのいやがらせを受けています。どう対応すればいいのでしょうか。
- Q 7 購入を断ったのに、書籍等を一方的に送りつけてきました。どのように対応すればよいのでしょうか。
- Q 8 断りきれず、高額図書等の購入契約をしてしまいましたが、解除（解約）する方法はないのでしょうか。
- Q 9 同和団体を名乗る者から、同和問題解決のための寄付金・賛助金の要求を受けました。どのように対処すればよいのでしょうか。
- Q 10 えせ同和行為に関する相談窓口を教えてください。

資料 えせ同和行為の実態

えせ同和行為対応のために

Q 1 えせ同和行為とは・・・。

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実として、企業や行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為を「えせ同和行為」といいます。

具体的には、機関紙・図書等物品購入の強要、下請けへの参加強要、開発行為等の許認可の強要等があげられます。

Q 2 えせ同和行為に、組織としてどのような姿勢で対応すればよいのでしょうか。

(1) 不当な要求や不法な行為は「断固として拒否する」こと

安易な妥協をしないこと

(2) 組織全体で対応すること

組織全体で対処方針等をあらかじめ検討し、担当者をバックアップできる体制を整えておきましょう。また、支店などで不法・不当な要求を受けた場合には、本店と一体となって対応することが必要です。

(3) 同和問題に対する理解を深めること

同和問題への認識の不足が「同和問題に理解がない」「差別だ」とつけ込む隙を与えることとなります。研修等を通じ、同和問題に対する正しい理解を深めることが大切です。

Q3 えせ同和行為に、担当者はどのような姿勢で対応すればよいのでしょうか。

1 基本的姿勢

- (1) 脅かしを恐れず、終始一貫して毅然とした態度で対応すること
- (2) 冷静に、かつ的確に判断し、安易な妥協はしないこと

同和問題を十分理解したうえで対応し、相手につけ込む隙を与えないように。

2 対応人数、場所

- (1) 初期の対応は、担当者等が複数で行い、幹部の対応は慎むこと
- (2) 面談は、当方の管理が及ぶ範囲（例えば、自社応接室等）で行い、相手の要求する場所には出向かないこと。

3 相手方の確認と要求内容の記録

- (1) 相手方の氏名等を確認すること

(2) 要求内容の詳細な記録をとっておくこと

相手には、「上司に報告するために記録をとることが必要」という理解を求めましょう。

4 対応者の言動

(1) 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておくこと。

(2) 冷静沈着に対応し、無礼な態度、横柄に映るような態度はとらないこと。

(3) 相手の挑発には乗らないこと。

(4) 要求に応じるべきではないと判断した場合は、「要求に応じられません」「これ以上お話ししても結論は変わりません」等と明確に答えること。

(5) 「検討する」「考えておく」等、相手方に期待をもたせるような発言はしないこと。

(6) 安易に当方の非を認める発言（「申し訳ありません」、「すみません」等）はしないこと。

(7) 相手が念を押したときは、「はい」「いいえ」ではなく、当方の主張を繰り返すこと。

(8) 誤った発言をしてしまった場合は、その場で速やかに訂正すること。

(9) 「一筆書けば許してやる」と言われても書かないこと。また、いかなる場合でも相手方が示した書類への署名、押印はしないこと。

(10) 特別な事情がない限り、当方から相手方に電話をしないこと。

Q 4 電話で高額な同和問題に関する図書の購入を要求され困っています。どのように対応すればよいのでしょうか。

1 「必要ないので購入いたしません」と明確に答えましょう。「結構です」「検討します」と返答することは、断る意志が相手に伝わらずトラブルの原因になります。

なお、特に断る理由を言う必要はありません。

2 「とにかく送るからみて欲しい」と懇願されても、「購入するつもりはありません」「送ってきたら着払いで送り返します」等、拒絶する意志を明確に伝えましょう。

3 「同和問題に理解がない」「同和関係者に対する差別だ」との脅かしに対しては、「職場の中で研修を受けている」「同和問題に関する書籍等は、図書館（県人権啓発推進センター、市町村役場等）の貸し出しを必要の都度利用している（できる）」等と答えましょう。

Q 5 窓口に来て、無理な要求をしつこく繰り返したまま、居座ってしまいました。どう対応すればいいのでしょうか。

相手の要求に応ずるべきでないと判断した場合は、明確に拒絶の意志を伝えましょう。話し合いが堂々巡りになるようであれば、「これ以上話し合っても無駄です。お引き取りください」とはっきりと退去要求をしましょう。

再三の退去要求（概ね5分間隔で3回程度退去要求を繰り返す）にもかかわらず退去しない場合は、不退去罪（刑法130条）が成立しますので、

警察に通報してください。

Q 6 他の来客のいるところで、大声で怒鳴るなどのいやがらせを受けています。どう対応すればいいのでしょうか。

弱みを見せれば「効果がある」とみなされ、要求がエスカレートする可能性があるので、安易に妥協せず、終始毅然とした態度を保つことが大切です。

これらの行為は、脅迫罪、暴行罪などにあたる可能性があり、また、裁判所から電話をかけたたり訪問することを禁止する仮処分命令を出してもらえることもありますので、相手の言動について詳細な記録、録音等を行い、警察や弁護士に相談してください。

Q 7 購入を断ったのに、書籍等を一方的に送りつけてきました。どのように対処すればよいのでしょうか。

受取を拒否し、配達人に持ち帰ってもらってください。受け取ってしまった場合でも、特定商取引に関する法律第59条により「商品が届いた日から14日が経過し、またはその商品の引取りを業者に請求した日から7日を経過する日までに業者が取りに来ない場合は、書籍等を自由に処分できますが、現実問題として、後日「代金を払え」とか「何で送り返さなかったのか」等の因縁をつけられることなどが予想されるので、次により、速やかに返送することがよいでしょう。

添え書きの中に、「一定期間内に返事または返送がなければ承諾したものとみなす」との文言があったとしても、そのような一方的なみなし文言は無効です。

ただし、保管期間中に商品を使うと購入の承諾とみなされ、代金を支払わなくてはなりませんので注意してください。

①郵便物で開封していない場合

そのままの状態、紙に「受取拒否」、住所、氏名を書き、押印し、郵便物に貼って郵便局に持っていくか、ポストに投函してください。

②宅配便で開封していない場合

宅配便の場合は、宅配業者に確認したうえで対応してください。

③開封した場合

「購入の意志はない」旨の添書（記載例参照）をつけてその上から包装し、発送したことが確認できる方法（簡易書留等を利用し、必ず控えを保管すること）で返送してください。

《 記載例 》

<p>〇〇会社 様</p> <p>この度送付されてきました「(図書名)」を購入する意志はありません。</p> <p>なお、送付のありました図書については返送いたします。</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>

Q 8 断りきれず、高額図書等の購入契約をしてしまいましたが、
解除（解約）する方法はないでしょうか。

訪問販売や電話勧誘販売の場合には、**特定商取引に関する法律第24条**に定められた「クーリング・オフ」の制度により、申込書または契約書などの書面を受領した日から8日間以内（受領日を含む。）であれば、申込の撤回または契約の解除ができます。

クーリング・オフは、ハガキに、契約を解除する旨（記載例参照）を書いて配達記録又は簡易書留で販売業者へ通知します。また、記載したハガキは両面をコピーし、大切に保管してください。クーリング・オフは、書面を発送したときに効力を生じ、契約は始めからなかったこととなります。

なお、既に申込者が図書等を受け取っている場合、販売業者は、申込者が図書等を返還するための費用を負担する必要があります。

しかし、**現実問題として、図書等の返還をめぐってトラブルが発生する恐れもありますので、クーリング・オフの通知をするとともに、図書等を返送するのも1つの方法です。**

この場合、送られてきた図書等に契約を解除する旨の文書を添え、発送したことが確認できる方法（簡易書留等を利用し、必ず控えを保管すること）で返送してください。

《 記載例 》

<p>〇〇会社 様</p> <p>平成〇年〇月〇日の「（図書名）」の申込みは撤回いたします。</p> <p>（ 〃 の購入契約については、これを解除します。）</p> <p>[なお、送付のありました図書については返送いたします。]</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>
--

（注）返送文書は必ずコピーし、保管しておくこと。

Q 9 同和団体を名乗る者から、同和問題解決のための寄付金・賛助金の要求を受けました。どのように対処すればよいのでしょうか。

寄付は自由ですが、団体の活動内容、使用目的等を十分検討し慎重に対処することが必要です。

要求金額が少ないため、面倒な関わりを避けたいという「事なかれ主義」から、要求に応じてしまいがちですが、一度要求に応ずると「前にもつきあってもらった」等再三要求されることが考えられますので、注意をしなければなりません。

Q10 えせ同和行為に関する相談窓口を教えてください。

えせ同和行為の相談は、法務局、茨城県、警察署、弁護士会で行っています。

1 法務局

水戸地方法務局人権擁護課	TEL 029 (227) 9919
水戸地方法務局土浦支局	TEL 029 (821) 0783
水戸地方法務局下妻支局	TEL 0296 (43) 3935
水戸地方法務局日立支局	TEL 0294 (21) 2253
水戸地方法務局竜ヶ崎支局	TEL 0297 (62) 0225
水戸地方法務局常陸太田支局	TEL 0294 (73) 0222
水戸地方法務局鹿嶋支局	TEL 0299 (83) 6000

2 茨城県

茨城県人権啓発推進センター	TEL 029 (301) 3136
保健福祉部福祉指導課人権・同和対策室	TEL 029 (301) 3135

3 警察署

警察本部	TEL 029 (301) 0110 (代表)
水戸警察署	TEL 029 (233) 0110
笠間警察署	TEL 0296 (73) 0110
ひたちなか東警察署	TEL 029 (264) 0110
ひたちなか西警察署	TEL 029 (272) 0110
那珂警察署	TEL 029 (352) 0110
大宮警察署	TEL 0295 (52) 0110

太田警察署	TEL 0 2 9 4 (7 3) 0 1 1 0
大子警察署	TEL 0 2 9 5 7 (2) 0 1 1 0
日立警察署	TEL 0 2 9 4 (2 2) 0 1 1 0
高萩警察署	TEL 0 2 9 3 (2 4) 0 1 1 0
鉾田警察署	TEL 0 2 9 1 (3 4) 0 1 1 0
鹿嶋警察署	TEL 0 2 9 9 (8 2) 0 1 1 0
行方警察署	TEL 0 2 9 9 (7 2) 0 1 1 0
竜ヶ崎警察署	TEL 0 2 9 7 (6 2) 0 1 1 0
牛久警察署	TEL 0 2 9 (8 7 1) 0 1 1 0
稻敷警察署	TEL 0 2 9 (8 9 3) 0 1 1 0
土浦警察署	TEL 0 2 9 (8 2 1) 0 1 1 0
石岡警察署	TEL 0 2 9 9 (2 8) 0 1 1 0
つくば中央警察署	TEL 0 2 9 (8 5 1) 0 1 1 0
つくば北警察署	TEL 0 2 9 (8 6 7) 1 1 9 1
筑西警察署	TEL 0 2 9 6 (2 4) 0 1 1 0
下妻警察署	TEL 0 2 9 6 (4 3) 0 1 1 0
桜川警察署	TEL 0 2 9 6 (5 5) 0 1 1 0
結城警察署	TEL 0 2 9 6 (3 3) 0 1 1 0
常総警察署	TEL 0 2 9 7 (2 2) 0 1 1 0
古河警察署	TEL 0 2 8 0 (3 0) 0 1 1 0
境警察署	TEL 0 2 8 0 (8 6) 0 1 1 0
取手警察署	TEL 0 2 9 7 (7 7) 0 1 1 0

4 弁護士会

茨城県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター運営委員会

TEL 0 2 9 (2 2 1) 3 5 0 1

資 料

えせ同和行為の実態

＜法務省の「平成15年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果」の概要抜粋＞

【実施結果の概要】

1 調査内容

調査対象：「建設業」「製造業」等12業種の30人以上の従業員規模を有する全国約30万事業所の中から抽出した6,000事業所

回答数：2,295事業所 回答率：38.3%

調査方法：往復郵便法によるアンケート調査

調査対象期間：平成15年1年間

調査実施時期：平成16年1月

2 調査結果

(1) 被害率、1事業所当たりの要求件数

- ・要求を受けた事業所数 542事業所
- ・要求総件数 1,294件
- ・被害率 23.6%
- ・1事業所当たり要求件数2.4件

(注) 被害とは、同和団体を名乗る者から違法又は不当な要求を受けた場合をいう。